

社会福祉法人 佐世保白寿会

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法 一般事業主行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい職場環境の整備を行う為、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 : 2026年 4月 1日 ~ 2031年 3月 31日までの5年間
2. 課題 : ・育児・介護のための制度は整備されているものの制度の理解不足による取得率の向上の妨げまた、管理職の制度理解の差
・評価基準の理解に差があり、昇格機会に影響している可能性

2. 内容

目標1 : 毎年1名以上の男性職員の育児休業取得

<対策>

- 2026年4月～
 - ・産前産後休業・育児休業、育児休業給付、社会保険料免除などの制度周知
 - ・所属部署責任者へ相談出来ない場合の総合相談窓口の周知
 - ・部署/事業所責任者への説明(年3回)
 - ・有給取得の促進

※毎年、この計画で実施。

目標2 : 管理職(係長以上)の女性労働者比率を40%以上にする

<対策>

- 2026年4月～
 - ・管理職の割合を算出
 - ・人事評価の評価基準に対する認識を揃えるため、公正な人事評価に関する研修を実施
- 2026年5月
 - ・前年度の上半期・下半期の人事評価を踏まえた、部署/事業所責任者との昇格・昇任推薦者ヒアリング

※毎年、この計画で実施。

目標3 : 1人当たりの月平均時間外労働を「3時間以下」に削減する。

<対策>

- 2026年4月～
 - ・部署別の時間外労働を集計し、管理職へフィードバック
 - ・業務フローの見直し、不要業務の削減
 - ・RPA、ICTツールの活用検討
- 5月～
 - ・年次有給休暇の取得促進(定期的な取得状況の周知)

※毎年、この計画で実施。

次世代法・女性活躍推進法に関する情報公表

※2025年4月～2026年3月

1.管理職に占める男性・女性労働者の割合

男性	女性
66.7%	33.3%

2.男女の賃金の差異

区分	男女の賃金差異
全労働者	83.9%
正規	88.7%
非正規	76.7%

3.時間外労働

区分	時間
一人当たり年間時間外労働	41.28 時間
一人当たり月平均時間外労働	3.44 時間